

KKDIK (トルコ REACH)の予備登録期限 (2020 年 12 月 31 日) が迫っています

KKDIK (トルコ REACH)は 2017 年 12 月に施行されました。第一段階としてトルコにて製造されるまたはトルコに輸入される年間 1 トンを超える全ての物質を 2020 年末までに予備登録しなければなりません。これには物質自体も混合物やアーティクルに含有される成分も含まれます。

約 2 年半の予備登録期間が経過し、850 を超える企業が 18,000 以上の物質を予備登録しております。予備登録期限まで 5 ヶ月を切りましたが貴社はいかがでしょう。2020 年を過ぎても製造や輸出をするための本登録の猶予期間を獲得する手段が予備登録です。KKDIK で予備登録した物質の本登録期限は 2023 年末です。

予備登録により、貴社の物質の KKDIK 適合が認証され、また貴社の取り組みの意図が伝わります。トルコ国外の企業は、トルコに拠点を置く唯一の代理人 (Only Representative (OR)) を指名し予備登録や本登録を行えます。当社は EU REACH で培った多々の知見を生かし、トルコでの経験豊かなパートナーを活用し、トルコ当局への予備登録、OR 責務の提供、その後の登録業務も適切に行います。

KKDIK (トルコ REACH)についてご質問や案件がございましたら、是非当社にお声がけください。

当社 KKDIK 関連サイト : <https://www.scc-japan.jp/chemicals-overseas.html>

本ニュースに関してご質問がある場合やサポートが必要な場合は、SCC Japan へご連絡ください。

E-mail: info@scc-japan.com

Website: <https://www.scc-japan.jp/>

注意：情報の正確性について万全を期しておりますが、SCC GmbH、及び SCC Japan は情報に従って行動する、又は行動を控えた結果について、何らの責任を負うものではありません。